



一般財団法人大田区環境公社

中期経営計画

2025(令和7)年3月

はじめに

大田区環境公社は、2017(平成 29)年 1 月に、区から可燃ごみ収集事業の一部及び粗大ごみの搬入受入事業などを受託する形で設立され、可燃ごみ収集事業では収集地域の拡大に努めてきました。さらに 2022(令和 4)年度からは、食品ロス削減普及啓発事業などの環境事業にも着手し、大田区の外郭団体として着実に区の環境行政に貢献して参りました。

一方で、公社を取り巻く環境では、激甚化・頻発化する台風等による災害の発生や感染症の脅威など社会情勢は大きく変化しており、多様化・複雑化する環境問題の対応が喫緊の課題となっています。

そのような状況下で、当公社は、2027(令和 9)年に設立 10 周年を迎えようとしています。これを機に、これまで培ってきた公社の専門性や機動力などを最大限に活かし、大田区の環境に係る課題解決に果敢に取り組むため「大田区環境公社中期経営計画」を策定いたしました。

今後は、持続可能な社会に向けた取り組みを加速させ、区はもちろんのこと、区民や関係事業者と手を取りながら、「こころやすらぎ未来へはばたく笑顔のまち大田区」の実現に寄与して参ります。

区民や事業者の皆様には、当公社への一層のご理解とご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人大田区環境公社 理事長

安藤 充



目 次

1 策定にあたって	・ ・ ・ P 1
2 公社の目指す方向性について	・ ・ ・ P 3
3 経営視点の強化について	・ ・ ・ P 4
4 具体的な取組みについて	・ ・ ・ P 6
5 計画の推進について	・ ・ ・ P18



1 策定にあたって

1-1 策定の目的

大田区環境公社は、2017(平成 29)年に設立され、可燃ごみ収集や粗大ごみの受入業務等の清掃事業や食品ロス削減普及啓発事業などの環境事業に取り組んできました。区民の生活基盤を支える業務等を着実に実施するなど、大田区の環境行政に大きく貢献してきました。

一方で、大田区では、2011(平成 23)年度に「大田区外郭団体改革プラン」を、加えて、2021(令和 3)年度に、近年の激甚化する災害や感染症、人口減少、少子高齢化などの区政を取り巻く環境の変化などを踏まえ「大田区外郭団体等に関する基本方針」を策定するなど、区の政策実現に向けた新たな外郭団体の羅針盤を策定しています。

さらに、大田区は 2023(令和 5)年度に、内閣府から 2023 年度の「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」にダブル選定され、区民や 事業者、地域団体、教育機関など、多様な主体との連携により SDGs の達成を目指すとしています。

これらのことを踏まえ、公社では、これまで培ってきた高い技術力や機動性の発揮はもちろんのこと、きめ細やかな公的サービスの展開や多様な主体との連携などを基本に、中期的な目標やその達成のための取組等を明示し、計画的に経営の強化や事業の推進に取り組むように中期経営計画を策定しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs17のゴール

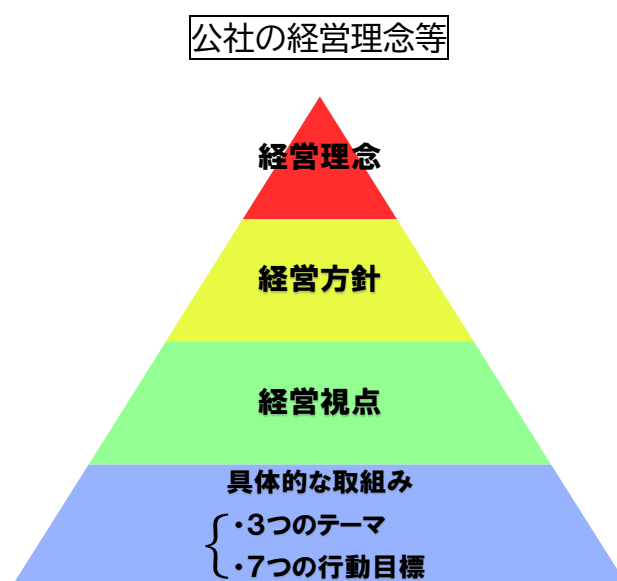
1-2 計画期間

計画期間は、区の環境基本計画等との整合性を図り、2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までの6年間とします。

1-3 公社の経営理念等について

経営理念は、あるべき組織運営・姿勢のものを示したものであり、公社の将来像をイメージして長期的な視点に立ち策定しました。また、この経営理念を実現するために、公社の目指す方向性を経営方針として掲げています。

更に、この取組みの方向性に基づき、公社を取り巻く環境課題の解決に向けて経営視点を設定するとともに、それらを具体的に進めるために、3つのテーマとそれに対応する7つの行動目標を作成し経営理念の実現に向けた取組みを進めてまいります。



2 公社の目指す方向性について

経営理念

大田区環境公社は、私たちの生活環境における地球温暖化と自然災害、多岐にわたる深刻なごみ問題、生き物の絶滅危機などの社会問題に、環境公社が先頭に立ち、区民、事業者と手を取り合いながら、環境、社会、経済などの分野で活躍し課題解決することで、「こころやすらぎ未来へはばたく笑顔のまち大田区」の実現に寄与します。

経営方針1 公の業務を担う役割を自覚し、受託事業を誠実に履行し、区民サービスの向上に努めます

- (1) 公社内で法令順守（コンプライアンス）の意識を徹底します
- (2) 受託事業においてバックアップ体制を強化するなど安定的な事業運営を心がけます
- (3) 第一に区民サービスを優先する意識と運営を構築します

経営方針2 民間事業者として柔軟な発想による事業推進と効率的な事業運営に努めます

- (1) 収集ルート等の見直しにより車両を減車し事業の効率化をはかります
- (2) 環境保全事業をはじめ新たな分野への事業展開をはかります
- (3) 消耗品、安全用具の在庫管理を徹底し経費の無駄を省きます

経営方針3 職員が誇りを持ち安心して働ける職場環境を整え、高い意識と知識・技能を持った職員を育成します

- (1) 能力のある人、努力している人が評価される人事制度をつくります
- (2) 有意義で安定した生活を送れる待遇を確保します
- (3) 社会人としての接遇、プロとしての知識・技能の向上をはかり、高い意識を持った職員を育成できる研修制度をつくります

3 経営視点の強化について

公社を取り巻く環境課題の解決に向けて、次に3つの経営視点に基づき取組みを強化します。

経営視点1 組織フレームの強化

(1) 公益財団法人化への取組み

一般財団法人から公益財団法人への移行については、法人税の優遇はもちろんのこと、社会的信頼度の向上、寄附金などの資金調達が容易になるなどの大きなメリットがあります。今回策定する中期経営計画に合わせ、今後の事業の展開に欠かせない取組みとなることから、令和7年度より公益財団法人化に向けて取組みます。

(2) 資本増資について

2024(令和6)年2月に大田区と公社は災害時協定を締結しました。これまで、公社が実施している粗大ごみの分別・積替業務で培った技術は、災害時等の災害廃棄物処理方針で求められるリサイクルの推進、迅速な対応・処理などに役立ち、ひいては被災したまちの早期復旧に貢献することができます。そのため、災害時等の有事の際における公社の技術力の活用等を想定し、資本金の増資により経営体力の向上を図ります。

経営視点2 人材定着に向けた労働環境の整備について

(1) 人材の確保及び定着について

計画事業の着実な推進や事業成果の向上については、安定した組織運営が必要不可欠です。しかしながら、所得や労働環境を含めた処遇等が原因となり毎年10名を超える離職者がいます。そのため、現在の人事・給与制度の見直しはもちろんのこと、区と連携しながら老朽化した施設の改修などに取組み、職員の満足度を高め安心して働くことのできる環境を整備します。

(2) 職員の計画的採用や育成について

公社の安定的・自律的な経営のためには、これまでのノウハウを継承し業務に精通した公社職員を育成することが重要です。特に、設立後10年に満たない公社においては、区との緊密性やノウハウの継承など継続性が必要な業務において、区からの派遣に頼らざ

るを得ない状況が続いています。今後は、区の指導を仰ぎながら、自立に向けた取り組みとして、公社固有職員を計画的に採用していきます。

(3) 研修体制の構築について

京浜島の環境資源センターで、職員採用や昇格時及び労災からの職場復帰などの機会を捉え、可燃ごみ収集や粗大ごみの分別・積替え等の業務に関する技術や安全管理について、職層に合わせた研修を展開します。加えて、BCP に基づく災害時の被災支援業務について、訓練を活用しながら被災したまちの早期復旧に向けた効率的なごみ処理業務のあり方を習得するなど、公社職員の機動力、柔軟性や専門性などを活かした技術力の向上に取組みます。

経営視点3 組織運営の強化について

(1) 安全管理の徹底について

近年、公社の労働災害では、毎年 15 件程度発生しており予断を許さない状況が続いています。そのため、2024(令和6)年から労働災害の発生件数を抑制するための「労災再発防止検討部会」を設置しました。2024(令和6)年度は7件について検討を行い、その結果を朝礼や研修等を活用し周知徹底させ、職員の意識改革に取組みました。今後もこれらの取組みを更に充実させ、安心して働き続けることのできる職場環境を創出します。

(2) 災害時等における事業継続計画について

昨今の激甚化・頻発化している自然災害や地震や感染症の流行などに備えて、有事の際に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定しました。計画では、法令等に基づく業務や被災支援業務を優先的に位置づけるとともに、発災直後の初動対応や事業継続に関する詳細な手順を定めています。今後は、この計画に基づく訓練の実施や災害用備蓄品の更新など、災害発生時の事業継続体制の充実に取り組んでいきます。

4 具体的な取組み

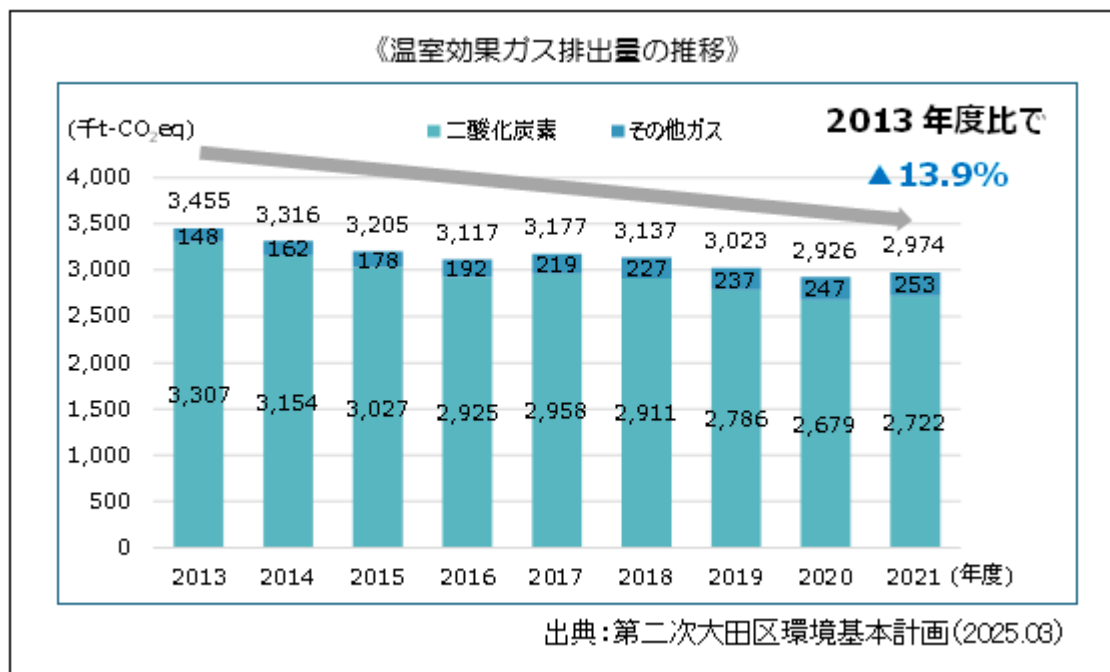
4-1 3つのテーマと7つの行動目標の設定について

大田区を取り巻く環境や公社のこれまでの取組みの状況を踏まえ、3つのテーマを設定しました。更に、各々のテーマにおける課題解決に向けた取組みを具体的に展開するために、7つの行動目標を設定しています。

テーマ1 未来をつくるカーボンニュートラルのまちへ

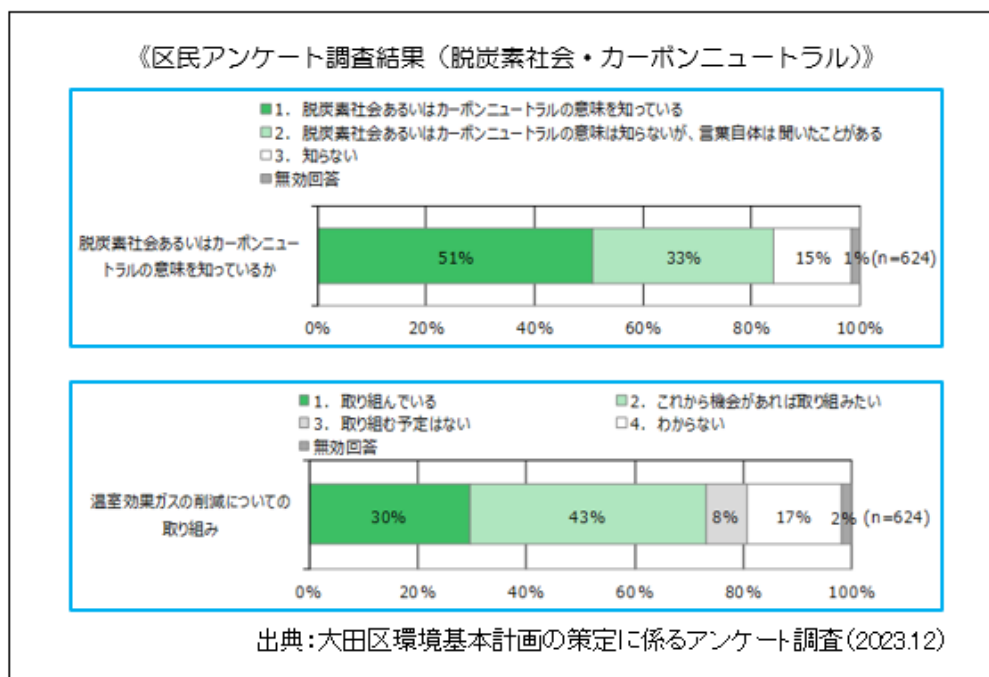
【現 状】

区は深刻化する気候変動に対処するため、2022(令和4)年2月に2050(令和32)年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。また、2023(令和5)年3月に大田区脱炭素戦略を策定し、2030(令和12)年度までの区内二酸化炭素排出量の削減目標(2013(平成25)年度比)をこれまでの46%から50%に引き上げました。大田区の温室効果ガス排出量は、地球温暖化防止の機運の高まる中、区民・事業者の意識の変化に伴い、環境に配慮した行動の浸透や住宅や事業所等の省エネ対策によるエネルギー消費量の減少や再生可能エネルギーの利用拡大が進むことで、基準年度となる2013(平成25)年度以降減少傾向にあります。しかし、コロナ禍を経て、日常・経済活動の回復に伴い、2021(令和3)年度には微増の兆しがみられています。



【課 題】

区民アンケート調査によると脱炭素社会、カーボンニュートラルへの関心は 50%程度で、温室効果ガスの削減についての取組みはわずか 30%にとどまり、決して区民の意識が高いとは言えない状況があります。区の目標達成のためには、区民・事業者・区が一体となって、日常生活や経済活動の中で排出する CO2 を削減する必要がある、食品ロス削減や住宅等の消費エネルギー削減などの環境に配慮したライフスタイルの推進が重要になります。



【方向性】

公社は、区が掲げる目標の達成に向け、委託業務の更なる充実に加え、区はもちろんのこと事業者との連携を図りながら、区民を対象に効果的な啓発活動や支援活動を展開していく必要があります。現在、取り組んでいる食品ロス削減事業をきっかけに、脱炭素社会実現に向けた啓発事業として、次世代エネルギーの普及促進などに取り組めます。

《行動目標》

以上の状況を踏まえ、未来をつくるカーボンニュートラルのまちを実現するために、3つの行動目標を設定しました。

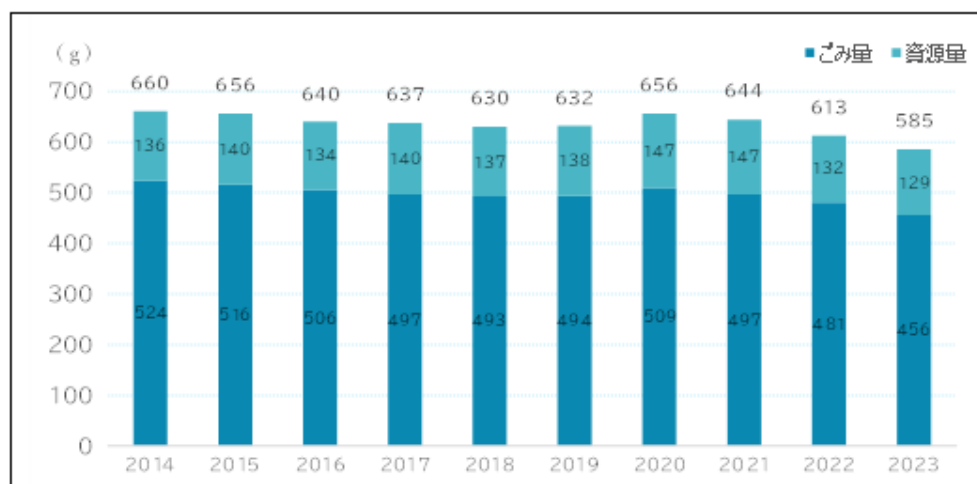
- 行動目標 1 次世代への環境教育を推進します
- 行動目標 2 区民の行動変容を促進します
- 行動目標 3 次世代エネルギーの活用を検討します

テーマ2 資源が循環するエコなまちへ

【現 状】

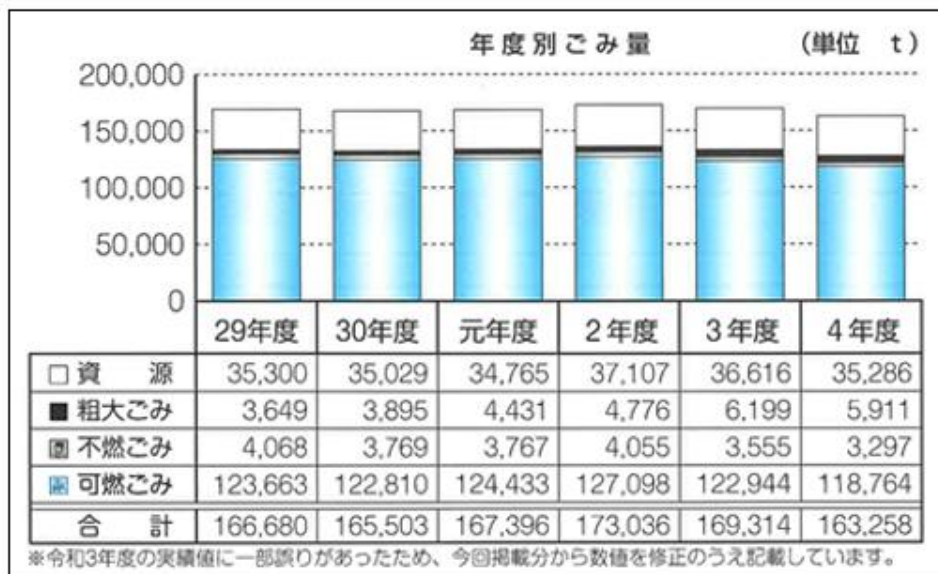
過去 10 年の区民 1 人 1 日当たりのごみと資源の総量は減少傾向にあります。区で 2023(令和 5)年度に実施した組成分析調査では、可燃物として排出されるごみのうち、新たに資源として取り扱っているプラスチックを含む資源物は 29.6%でした。一方、粗大ごみ量は 2019(令和元)年度からコロナ禍の影響もあり増加傾向にあり、まだ使用可能な品物、あるいは資源として活用できるものが多く排出されています。

《区民 1 人 1 日当たりのごみと資源の量の推移》



出典:第二次大田区環境基本計画(2025.03)

《ごみと資源の量の推移》



出典:大田区清掃とリサイクル 2024(2024.03)

【課 題】

区が一般廃棄物処理基本計画で掲げる基本理念の実現に向け、引続き、資源やごみの適正排出を促進するとともに、ごみの減量やリサイクルの推進について的一端を担うなど、循環型社会の構築に向けて取り組みを強化する必要があります。さらに、大量生産・消費・廃棄に支えられた暮らしの豊かさから、有限な資源を効率的・循環的に利用する資源循環型の経済・社会行動や生活への移行を図り、環境に負荷を掛けない持続可能な生活様式の転換への取り組みが求められています。

【方向性】

当社は、現在実施している可燃ごみ収集事業と粗大ごみ受入れ業務等の委託事業を適正に履行するとともに、可燃ごみや粗大ごみの再利用や再資源化を推進するために、自主事業の展開を視野に入れながら、更なる資源循環を促進します。そのため、先進事例調査などを踏まえ、区をはじめ関係する事業者等とも連携強化を図りながら、可燃及び粗大ごみの減量促進や粗大ごみのリユースやリサイクル等の促進などに取組んでいきます。

《行動目標》

以上の状況から、資源が循環するエコなまちを実現するために、公社のこれまでの実績等を踏まえ2つの行動目標を設定しました。

行動目標 4 リユース事業に取組み「もったいない」を拡げます

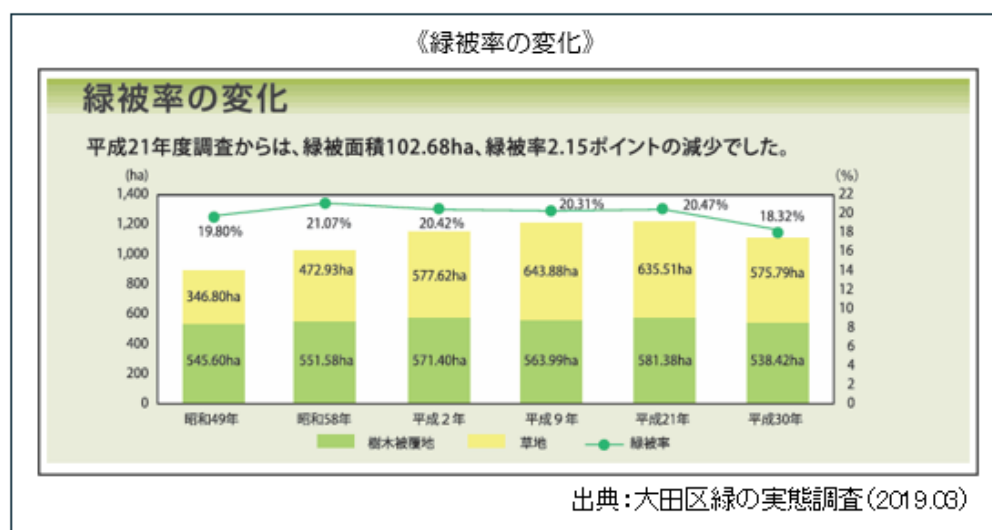
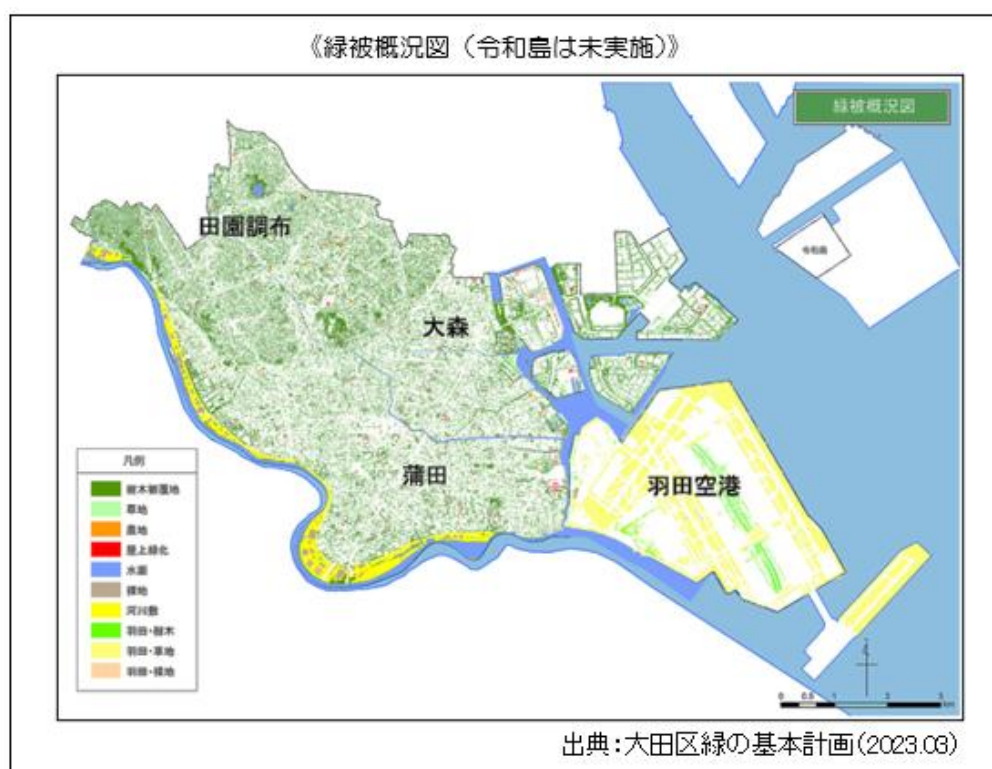
行動目標 5 効率・効果的な可燃・粗大ごみ事業を推進します

テーマ3 みどり溢れる豊かなまちへ

【現 状】

大田区は、多摩川、東京湾沿いの干潟、砂浜、魅力ある公園などの多様な自然環境を有しています。これらの豊かな自然環境は、区民・働く人に潤いと安らぎをもたらすなど大田区の大きな魅力の一つになっています。

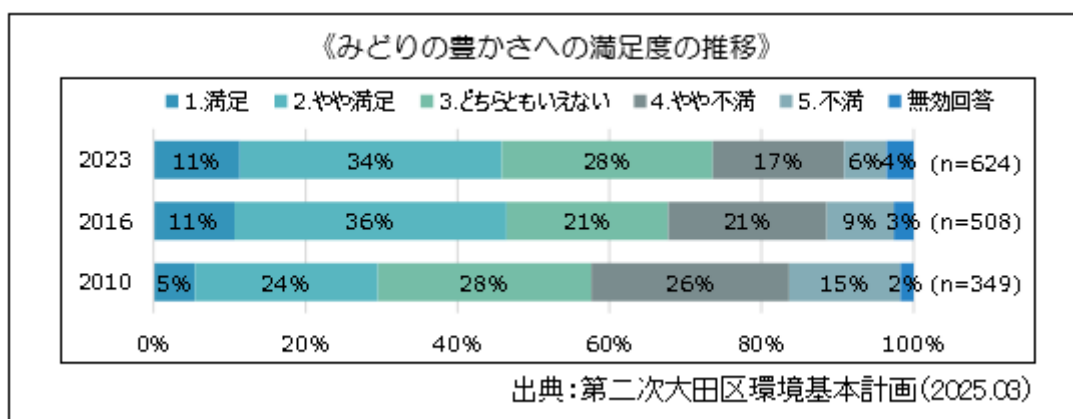
しかし、東京の都市部には人口が集中し、日々の暮らしの中で経済活動が活発に行われていることから、環境に対する負荷、地球温暖化などの環境変化などの諸課題を抱えています。



【課 題】

大田区の緑を取巻く状況として、区の緑被率（地上が樹木や草など緑に覆われている割合）は、2018(平成 30)年度で 18.3%であり、過去数十年間は横ばい傾向でしたが、平成 30 年に減少に転じ、特に開発や宅地の細分化により樹木被覆地が消失又は縮小しています。

その結果、区民の区内のみどりの豊かさへの満足度は 2016(平成 28)年から 2023(令和 5)年まで、満足及びやや満足が 45%程度にとどまっており、緑の量から質への転換なども視野に入れるなど、満足度の向上に資する取組みが求められています。



【方向性】

今後 CO2 の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の維持回復、まちの景観を形づくる骨格としての役割、雨水の浸透機能など、みどりが持つ多くの機能を最大限活用する必要があります。環境公社は、区民や区が直面している環境の課題を迅速に捉え、解決への一助となるよう、緑の保護や育成事業、農地や古民家などの地域資源を活用した取組みなどを通して、緑や自然を守り・回復につなげる活動を積極的に推進していきます。

《行動目標》以上の状況を踏まえ、みどり溢れる豊かなまちを実現するために、環境公社の特性を活かし 2 つの行動目標を設定しました。

行動目標 6 まちのみどりを守り育てる取組みを推進します

行動目標 7 地域資源を活用しまちの活性化に寄与します

ただし、行動目標 7 については公社の事業や組織の進展に合わせ、長期的な視点で取り組んでまいります。

4-2 取組みの概要

テーマ1 未来をつくるカーボンニュートラルのまちへ

行動目標1 次世代への環境教育を推進します

《事業概要》

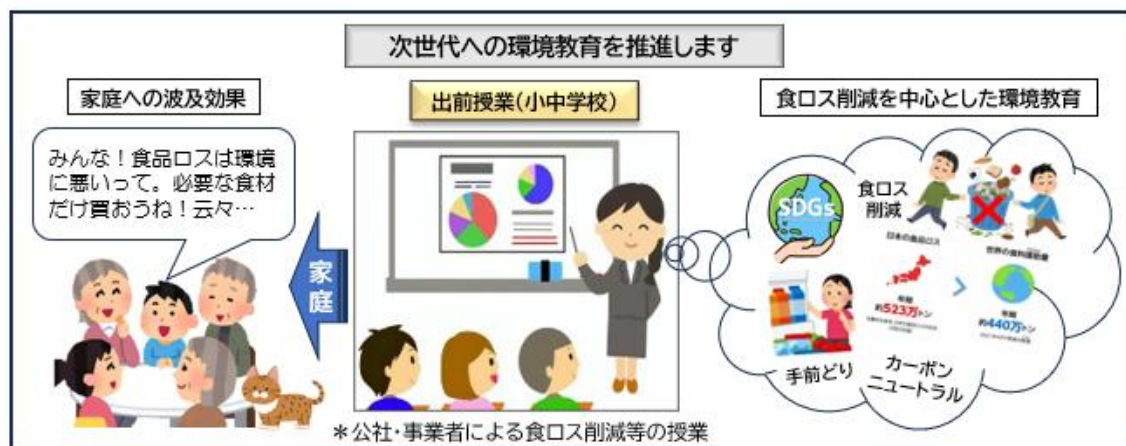
持続可能な開発目標（SDGs）でも掲げられている食品ロス削減に向け、区立小中学校において協力事業者と連携した出前授業を実施し、次世代を担う子どもたちに食品ロス削減の重要性を啓発します。受講した子どもたちが各家庭に食品ロス削減の意識を持ち帰り家族や友人などとの情報共有を期待するなど、学校はもちろんのことその家族や友人なども視野に入れた意識啓発を推進します。また、食品ロス削減からカーボンニュートラルの必要性などに取組みを広げ、更なる環境教育の充実を図ります。

《年度別スケジュール》

[矢印] 破線：調査検討・実線：実施予定

項目/年度	令7	令8	令9	令10	令11	令12
学校への出前授業						

【イメージ図】



行動目標2 区民の行動変容を促進します

《事業概要》

公社では、食品ロス削減事業において区民の行動変容を促進するために、地域に出向き、出前講座やイベント等の地域行事に出展するなど普及啓発に取り組んでいます。一方で、環境に関する情報の取得方法では、インターネット、SNS や区からのお知らせなどが上位を占めていることから、これまでの講座、イベントに加え、インターネット、SNS や動画配信などを活用するなど新たな取組みを実施します。また、公社本部の会議室を活動拠点に

位置づけ、多様な取組みを展開することで、区民から区民、地域から地域へと意識を派生させ大田区全体への行動変容を促進します。

《年度別スケジュール》

[矢印] 破線：調査検討・実線：実施予定

項目/年度	令 7	令 8	令 9	令 10	令 11	令 12
地域への出前講座等	→					
イベント等による啓発事業	→	→				
情報発信 (HP・SNS・動画等)	→	→				
活動拠点の整備	→	→				

【イメージ図】



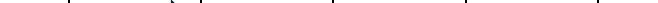
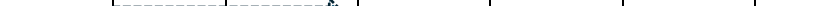
行動目標 3 次世代エネルギーの活用を検討します。

《事業概要》

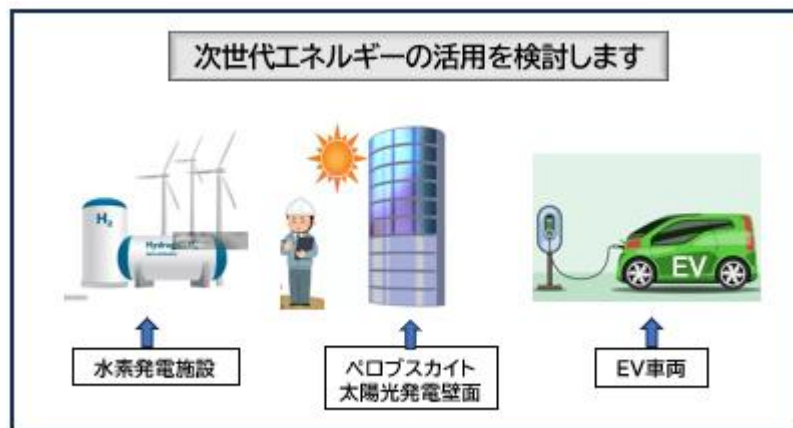
温暖化ガスを発生させない、風力、太陽光や水素などの次世代エネルギーなど、時代を先取りした技術の活用などについて調査・研究します。公社で利用しているリース車両の更新に伴い、EV車や環境に優しい車両などに変更・導入します。また、公社施設の改修等の機会を捉えて、太陽光発電等の次世代エネルギーの導入を検討します。これらの取組みを踏まえ、区民の新エネルギー利用促進につながる啓発手法を検討します。

《年度別スケジュール》

[矢印] 破線：調査検討・実線：実施予定

項目/年度	令 7	令 8	令 9	令 10	令 11	令 12
E V車両の導入						
次世代エネルギーの導入						

【イメージ図】



テーマ2 資源が循環するエコなまちへ

行動目標4 リユース事業に取組み「もったいない」を広げます

《事業概要》

コロナ禍で増加傾向となった粗大ごみですが、2022(令和4)年度で約80万個も排出されており、公社では、平日平均20件、休日平均223件、計17,000件(令和5年度)もの粗大ごみ件数を受け入れしています。このような状況下で、粗大ごみを公社に持ち込む区民から、「まだ使える品物を家庭の事情で粗大ごみとして処分するのがもったいない。何とかならないか?」との要望が多数寄せられていることから、リユース品の持込受入れを試行します。

また、リユース品の譲渡においては、公社のHPやSNSの活用はもとよりイベントやフリーマーケットなど多様な機会を捉え、品物を探している区民とのマッチングを図ります。このような取組みをトライ＆エラーで実施することで、排出される粗大ごみの発生抑制はもちろんのこと、SDGsを踏まえたリユース事業の大切さなどについても区民に広く意識啓発して参ります。

また、区から清掃事業を受託している立場にある公社ですが、増加傾向にある粗大ごみの更なる資源化、引越しや遺品整理時のごみ、古着の再活用や収集時に発火する危険性のあるリチウムイオン電池の取扱いなどの社会課題を解決するための取組みを先導的事业として位置づけ検討していく必要があります。今後は、公社の役割や社会的責任などの立場から、国や都との動向や区の方針の方向性などを注視しながら調査研究してまいります。

《年度別スケジュール》

[矢印] 破線:調査検討・実線:実施予定

項目/年度	令7	令8	令9	令10	令11	令12
リユース事業	破線	破線	実線	実線	実線	実線
HP・フリーマーケット			破線	実線	実線	実線
先導的事业	破線	破線	破線	破線	破線	破線

【イメージ図】



行動目標 5 効率・効果的な可燃・粗大ごみ事業を推進します

《事業概要》

可燃ごみ収集事業では、今後、大森の委託地域拡大が控えている一方で、令和7年度のプラスチック回収の大田区全域への展開などによる作業計画の見直しから、既存の収集コースの再編成に加え新たな収集コースの増加など、収集体制の大幅な見直しが必要です。そのため、集積所の場所、排出量や収集時間などのデータベース化に取り組むとともに、職員の安全でゆとり作業を踏まえた作業基準を設定することで、業務の効率化や安全性の向上に取り組めます。更に、突発的な事故、収集漏れや危険物混入などの緊急時への迅速な対応なども含め、GIS やスマートデバイスなどの ICT の活用も視野にいれながら、公社の更なる機動性や専門性の向上に努め、柔軟で弾力的な組織体制を構築してまいります。

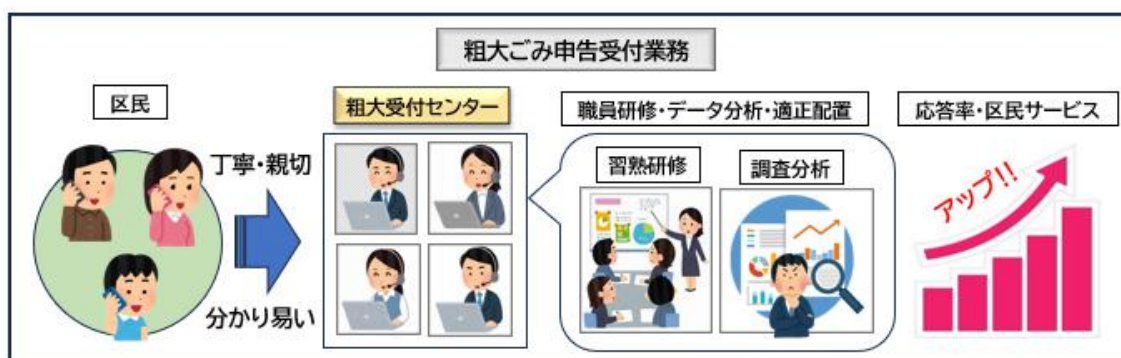
また、粗大ごみの申告受付業務では、令和5年度から公社が受託し受付センターを開設しています。区民からの問合せに対するきめ細やかな対応はもちろんのこと、受電数の増減に合わせたオペレーターの配置などにより、区民サービスの向上に努めてきました。しかしながら、丁寧な対応を心掛けている反面、一件あたりの対応時間が長くなるなどの課題があることから、今後は、研修などを通してオペレーターの業務知識や顧客対応力の更なる習熟を図り区民サービスの向上に取り組めます。

《年度別スケジュール》

[矢印] 破線：調査検討・実線：実施予定

項目/年度	令 7	令 8	令 9	令 10	令 11	令 12
可燃ごみ収集事業の委託拡大						
ICT の活用						
粗大ごみ申告受付業務						

【イメージ図】



テーマ3 みどり溢れる豊かなまちへ

行動目標6 まちのみどりを守り育てる取組みを推進します

行動目標7 地域資源を活用しまちの活性化に寄与します

《事業概要》

都市におけるみどりは、環境保全、レクリエーションやまちの景観などの機能を有しており、区民の良好な住環境の形成には欠かせない重要な資源です。この資源が減少傾向にあることから、区では環境保全や緑の育成・保護などに関する区民の意識啓発に取り組んでいます。これらの取組は区の良い住環境を維持・回復するために待ったなしの状況にあります。そのため、区の実施している緑に関する助成事業や講演会などについて、区の支援を受けながら、公社のこれまで培ってきた柔軟性、機動性や専門性を活かし取り組みを加速させていきます。

一方、農地や古民家などの地域資源を活用したみどりの確保事業については、区と連携しながら今後の公社の組織強化や環境事業拡充の状況にあわせて中長期的に取り組めます。

《年度別スケジュール》

[矢印] 破線：調査検討・実線：実施予定

項目/年度	令7	令8	令9	令10	令11	令12
緑化の推進関連事業 (助成及び普及講座等)						
みどりの確保事業						

【イメージ図】



5 計画の推進について

重点項目

計画の推進においては、複雑化・多様化する地域課題の解決や SDGs 目標達成のために、区はもちろんのこと事業者や区民とのパートナーシップを基本に、公社の高い技術力や機動性を活かして取り組んでいきます。



5-1 取組の具体化について

中期経営計画に位置付けた3つのテーマと7つの行動目標を着実に推進するため、年度毎の事業計画を定め、資金計画との整合性を図りながら PDCA サイクルに基づき実施します。

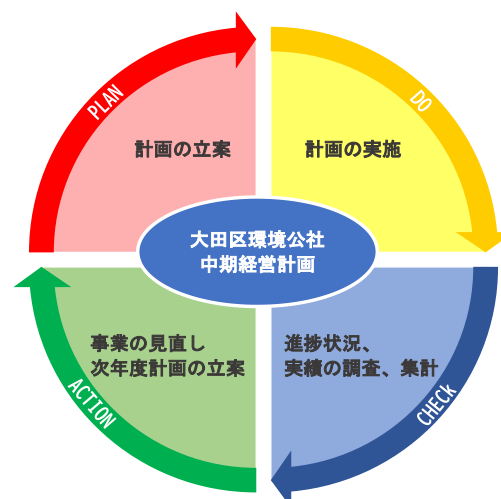
5-2 取組みの評価について

実施結果については、四半期毎に状況を公社幹部職員で構成する経営計画推進会議に報告し進行管理するとともに、年度末にテーマ毎に評価をまとめます。

評価において改善が必要な事業については、事業計画策定時に見直しを図ります。

計画の進行管理（PDCA）

●公社の機動性や独自性を活かしながら、状況の変化に柔軟に対応できるようPDCAサイクルを基本に計画の進行を管理していく。



5-3 達成状況等の公表

年度毎の取組みの評価については、理事会に報告するとともに、公社ホームページ等で公表します。